

ウガンダ
ICT×ビジネス・スタディーツアー
募集要項

2025年9月

独立行政法人国際協力機構

ウガンダ事務所

1. 概要

東アフリカの内陸国であるウガンダは、ケニアやタンザニアといった周辺国に比べると日本ではあまり知られていませんが、若年層を中心に約 4,600 万人の人口を抱え、豊かな自然資源にも支えられ、急速に発展しています。2000 年からほぼ一貫したプラスの経済成長（GDP 平均成長率 5.9%）を続け、2024 年には国連の人間開発報告書において低中所得国に格上げされました。経済成長を押し上げる要因として、インフラに焦点をあてた公共投資や人口ボーナス（過去 10 年間の人口増加率は 3%超）等が挙げられ、今後は西部アルバート湖での原油生産開始を控えるなど、更なる成長が見込まれています。

しかし、安定した経済成長が続く一方で、産業構造は農業に依存していることから、経済成長を力強くけん引する他産業の振興が課題となっています。また増加する人口に対する雇用確保が喫緊の課題であり、特に若年層の失業率は 16.5%と非常に高く、社会問題化しています。こうした背景から、2007 年に閣議承認された「Vision2040」や、2025 年に制定された「第四次国家開発計画（NDP4）」（2025 年～2030 年）では、産業の高付加価値化や雇用創出を政策目標として掲げ、ICT（情報通信技術）分野を含む科学技術イノベーション（STI）は他の複数の産業と並ぶ重点分野の一つとして、持続可能な生産性向上と付加価値創出のため手段として戦略的に位置づけられています。

ウガンダでは、公用語が英語であること、アフリカ域内で評価の高い高等教育等により ICT 分野のポテンシャルが高いとされていますが、ICT 関連スキルを持つ人材の不足は課題として挙げられており、ウガンダ国内の高等教育機関を卒業し、高い英語力をもつ ICT 技術者は国内では深刻な就職難に直面しており、雇用の受け皿となる国内 ICT 企業の育成や企業競争力の強化、また、これら企業を支える更なる ICT 人材育成が求められています。

JICA はこれらの課題の解決とポテンシャルを活かすため、「ICT 産業振興プロジェクト」を 2023 年から実施しており、政策策定支援、ICT 人材育成のためのカリキュラム開発支援、ウガンダ ICT 人材とウガンダ国内外の企業をつなぐための ICT 人材マッチングプラットフォームの構築支援、日本企業とのオフショアリングパイロット事業の実施、ICT 起業家支援等を行っています。上記のパイロット事業でウガンダ ICT 人材と事業を実施した日本企業からはウガンダ ICT 人材のスキルの高さについて評価されています。

以上を踏まえ、JICA ウガンダ事務所では、ICT 分野でのアフリカ進出、ウガンダ企業との協業にご関心のある日本企業の皆様向けに、ウガンダにおける ICT 分野の現状と課題、ビジネスポテンシャルについて理解を深めていただくことを目的としたビジネス・スタディツアー（以下スタディツアー）を実施いたします。ウガンダでの人材活用やビジネスのポテンシャル、そして現地の社会課題に対する理解を深め、より具

体的なビジネスの提案につなげていただければと思いますので、積極的なご応募をお待ちしております。

2. スタディツアーで対象とするビジネス領域

ICT分野全般

(1) ソフトウェア開発等のICT関連ビジネス

特にウガンダのICT人材の活用、または現地企業との連携により、これらの能力向上を行いつつ実施するビジネス、また日本と現地と連携してオフショア開発を行う事業等

(2) ICTを積極的に活用し、各セクターでのDX化の促進を伴う事業展開を行うビジネス

※対象セクターは、保健、農業、水衛生、運輸交通を想定するが、DX化が推進されるICTが積極的に活用される限りにおいては、他セクターでも可。

*1 [デジタル化の促進 | 事業について - JICA](#)

*2 実施中案件（ICT 分野）

・技術協力「[ICT 産業振興プロジェクト](#)」

3. モデルスケジュール（仮）

(1) 構成：5名程度の民間企業参加者を想定

(2) 行程：2026年2月8日（日）～14日（土）

日	行程	備考
2月8日（日）	・移動（エンテベ空港⇒カンパラ市内）	エンテベ空港 集合
2月9日（月）	・JICA ウガンダ事務所とのミーティング ・ウガンダ国情報通信技術・国家ガイダンス省（以下、ICT省）への表敬訪問、ICTビジネスに関する情報交換	
2月10日（火）	・ICT・スタートアップ関連組織への訪問、ICTに関する情報交換	
2月11日（水）	・ウガンダで事業を行う日本企業への訪問・視察、情報・意見交換	
2月12日（木）	・現地企業への訪問・視察、情報・意見交換	
2月13日（金）	・オプションツアー ・ネットワーキングイベント	
2月14日（土）	・移動（カンパラ市内⇒エンテベ空港）	エンテベ空港 解散

* 上記は仮案のため、事情により変更する可能性があることをご了承ください。

* 具体的な訪問先やスケジュールは参加者が確定してから、ご希望を踏まえ調整します。

* 参加者が定員に達しなかった場合は中止となりますので、ご了承ください。

(3) 想定される視察・面談内容

- ① JICAウガンダ事務所でのブリーフィング
- ② 現地政府機関（ICT省、他）、ICT分野の関連団体、他ドナーとの意見交換 ・製品サービス説明機会
- ③ 社会課題の存在する現場（ICTスタートアップ等）の視察
- ④ ウガンダに進出している日本企業への訪問、意見交換
- ⑤ 現地民間企業（ICT分野）との交流、商談
- ⑥ JICA事業（技術協力等）サイト訪問、JICA専門家との意見交換
- ⑦ その他希望に応じたオプションツアーも検討（1日程度）

4. 参加費用

(1) JICAが負担する費用

現地での宿泊費、ウガンダ国内の移動にかかる経費、各種イベント参加費用（JICAにて手配・精算いたします。）

(2) 参加者にご負担いただく費用（上記4.(1)以外の費用、以下は主要な例）

※尚、参加者ご自身でご手配頂きます。

- ① 航空賃（ツアー開始日に間に合うように、出発到着地（日本国内等）⇄現地（ウガンダ・エンテベ空港）までの往復航空券をご自身で手配頂きます。）
- ② 査証取得経費（ウガンダ入国のための査証取得の方法については、ご参加が確定された方に別途ご連絡いたします。ご自身でオンライン手続きにてご取得頂きます。）
- ③ 会議等に必要となる日本国内移動に係る費用（概要説明会・事前説明会はオンライン開催のため、ツアー後の報告会など物理的に集合する場合を想定しております。）
- ④ 居住地⇄出発到着地（日本国内の空港）の日本国内移動に係る費用
- ⑤ 旅券申請及び査証申請に必要な書類等（戸籍抄本、写真等）の取得経費
- ⑥ 海外旅行保険の加入経費
- ⑦ 必要な予防接種（黄熱病等）にかかる費用
- ⑧ 現地での飲食費等

5. ご応募いただける企業・参加者

以下の応募条件を満たすこと

- (1) 日本の企業等（本邦登記法人）であること（別法人へのコンサルテーションを主目的としたコンサルタント等、ウガンダでの自らのビジネスを目的としない企業は対象外）
- (2) 2. の領域において、ウガンダを対象としたビジネスを検討していることもしくは関心があること
- (3) 帰国後、JICA や業界団体、地元経済団体が開催する国内セミナー等でツアーで得た内容や知見について情報発信できること
- (4) 事前打ち合わせ及び現地視察の全行程に参加可能であること
- (5) ウガンダ国の事情（治安情勢、道路・交通状況や保健・衛生環境等）を勘案した上で、全行程に参加可能な健康状態であること
- (6) 日常会話レベル以上の英語力を推奨（JICAウガンダ事務所の日本人所員、又は現地在住日本人等がアテンドし、必要に応じて通訳を行います。）
- (7) プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。また、JICAの規定する安全対策措置（夜間徒歩移動禁止等）に沿って行動すること。
- (8) 黄熱病の予防接種証明書（イエローカード）を取得済みであることを推奨するが、未取得の場合はスタディツアー参加確定後、速やかに取得する。（ウガンダ入国時に提示を求められるため）
- (9) ツアー参加に際して海外旅行保険に加入すること（希望者にはJICA国際協力共済会（以下、共済会）」の海外旅行保険（通称：無事カエルパック）を紹介。）
- (10) 4. の趣旨をご理解の上で、費用のご負担と、渡航に係るご準備をご自身で手配頂けること

6. 応募および実施までの流れ

(1) 応募方法

JICAウェブサイト上募集ページの参加申請フォーム ([リンクはこちら](#)) より必要事項をご記入ください。

応募期限：2025年11月7日（金）まで

(2) 応募時の留意事項

- ① 一社から一名の応募とさせていただきます。
- ② Microsoft Forms の送信をもって、応募完了と致します。

(3) 選考について

応募が定員枠を超えた場合には、JICA側で選考をさせていただくことがありますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。選考結果は、2025年11月中旬を目途にご応募いただいた方にお知らせいたします。

なお、選考は応募書類に記載していただく下記の内容を基に行います。

① 会社概要

- ② 海外での事業実績
- ③ アフリカで想定しているビジネスの内容（特に中小企業・SDGs ビジネス支援事業への応募を検討しているビジネス）
- ④ スタディツアーに期待すること（希望する視察先・得たい情報など）
- ⑤ スタディツアー参加者情報

(4) 全体スケジュール

2025年10月上旬 公募・告知開始

2025年10月28日 スタディツアー概要説明会（オンライン）

2025年11月7日 スタディツアー応募締め切り

2025年11月中旬 結果通知

<以下、選考により参加が決まった方のみ>

2025年11月下旬 スタディツアーに向けた手続き及び事前説明会（オンライン）の実施等

2026年2月8日（日）～14日（土）（予定） スタディツアー実施

7. 問い合わせ先

ご不明点等ありましたら、以下までご連絡ください。

JICA ウガンダ事務所 : ug_oso_rep@jica.go.jp

8. その他

(1) ツアーキャンセルや延期の扱い

現地の治安や感染症（エボラウイルス病など）の状況によっては、やむを得ずツアーを中止・延期する場合があります。外的要因によるフライトの変更キャンセル料等、準備のためにご負担いただいた費用はJICAでは負担しかねますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 本スタディツアーの位置づけについて

本スタディツアーは、[JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）](#)への応募促進を目的の一つとしたものですが、本スタディツアーへの参加自体が審査にあたっての加点要素となることはありません。

(3) 参加者の不正行為防止について

参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程（平成16年規程（人）第28号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。また、不正競争防止

法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 外国公務員等に対して参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

(4) 個人情報の扱いについて

- ① 応募情報に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。
- ② 応募情報に含まれる個人情報等は、本スタディツアーの審査、派遣決定後の宿泊手配にのみ使用します。
- ③ 応募情報は、JICAが本スタディツアーを運営する以外の目的では一切使用いたしません。

(5) 申込不可の条件

（リンク先）[中小企業・SDGsビジネス支援事業「ニーズ確認調査／ビジネス化実証事業」応募・実施条件等及び募集要項に係る同意書](#) の10. に定義する反社会的勢力に合致しない企業・団体であることを本ツアーへの参加条件とする。応募のための参加フォームの提出をもって、「反社会的勢力に合致しない企業・団体であること」を誓約したものとします。なお、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加フォームの提出等を無効とします。

（了）